

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 8 年 6 月 1 日 現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0594-27-1636 (8:30-17:30)

FAX 0594-27-1646

担当者

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称等

事業所名	指定居宅介護支援事業所いこい
所在地	三重県桑名市中央町5丁目7番地
管理者	作本育子
介護保険指定番号	2470100021
通常のサービス 提供地域	桑名市
受付窓口時間	8:30-17:30

* 上記サービス地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
介護支援専門員	専従5名 兼務1名	専従2名	8名
事務員	兼務5名		5名

* 管理者は、介護支援専門員業務を兼ねる。

3. 利用料金

- ・ 現行（令和 6 年 4 月 1 日改正）の介護保険制度では要介護認定を受けられた方については居宅介護支援費が介護保険適用により全額保険給付されるので自己負担はありません。
- ・ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦介護度の区分ごとに定められた料金（居宅介護支援費）を頂きます。
- ・ 桑名市、川越町、朝日町以外に在住の方については訪問に係る交通費として、桑名の市境地点と利用者宅との間の往復距離 1 km につき 32 円（税込み）を頂きます（介護保険は適用されず全額自己負担となります）。

居宅介護支援費（１ヶ月につき）

（１単位＝１０．４２円）

介護支援専門員 １人あたりの 取り扱い件数	（Ⅰ）４５件未満	（Ⅱ）４５件以上 ６０件未満	（Ⅲ）６０件以上
要介護１・２ 要介護３・４・５	１０８６単位 １４１１単位	５４４単位 ７０４単位 ※ ４５件以上６０ 件未満の部分のみ適 用。４５件未満の部 分は（Ⅰ）を適用。	３２６単位 ４２２単位 ※ ６０件以上の部分 のみ適用。６０件 未満の部分は（Ⅰ） （Ⅱ）を適用。
要介護１・２ 要介護３・４・５ （指定居宅サービ ス事業者等との間で 居宅サービス計画に 係るデータを電子 的に送受信するた めのシステムの活用 及び事務職員の配 置を行っている事 業所）	１０８６単位 １４１１単位	５２７単位 ６８３単位 ※ ５０件以上６０ 件未満の部分のみ適 用。５０件未満の部 分は（Ⅰ）を適用。	３１６単位 ４１０単位 ※ ６０件以上の部 分のみ適用。６０件 未満の部分は（Ⅰ） （Ⅱ）を適用。

加減算（１ヶ月につき）

（１単位＝１０．４２円）

項目	加減算単位	算定要件等
運営基準減算（Ⅰ）	▲所定単位数の ５０／１００	サービス担当者会議の未実施等の減算要件に該当する場合。
運営基準減算（Ⅱ）	▲算定なし	上記減算が２ヶ月以上継続している場合。
特定事業所集中減算	▲２００単位	正当な理由なく前６月間に作成の居宅サービス計画において訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスに関して特定の事業所の割合が８割超の場合。
初回加算	３００単位	新規利用者の居宅サービス計画を作成した場合、および要介護状態区分が２段階以上変更となった利用者の居宅サービス計画を新たに作成した場合。

特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9 単位	・主任介護支援専門員を2名以上（Ⅰ）1名以上（Ⅱ、Ⅲ、A）配置していること
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1 単位	・常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること（Ⅰ、Ⅱ）2名以上（Ⅲ）1名以上（A）
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3 単位	・サービス提供に関する留意事項等に関する会議を定期的を開催すること
特定事業所加算（A）	1 1 4 単位	・24時間連絡体制を確保すること、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること（Aは連携でも可能）
		・利用者の総数のうち要介護3・4・5の者の割合が4割以上であること（Ⅰのみ）。
		・介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること（Aは連携でも可能）
		・地域包括から支援が困難な事例を受け入れていること
		・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の支援の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加していること
		・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
		・居宅介護支援専門員1人当たり45名未満
		・実習生の受け入れに協力体制を確保していること
		・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施
		・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
特定事業所医療介護連携加算	1 2 5 単位	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2 5 0 単位	利用者の入院した日のうちに当該病院等の職員に利用者の情報を提供した場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2 0 0 単位	利用者の入院後、入院した日の翌日又は翌々日に当該病院等の職員に利用者の情報を提供した場合。

退院・退所加算 連携1回 カンファレンス参加 無し カンファレンス参加 有り 連携2回 カンファレンス参加 無し カンファレンス参加 有り 連携3回 カンファレンス参加 有り	450単位 600単位 600単位 750単位 900単位	利用者が退院または退所する際に、病院または施設職員と面談して利用者の情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。入院または入所期間中に3回を限度として算定可。
通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院または診療所で医師または歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供し、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定可。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院等の求めにより、当該病院等の医師または看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者のサービス利用に関する調整を行った場合。利用者1人につき1月に2回を限度として算定可。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること（居宅介護支援については、令和7年3月31日のまでの間、減算を適用しない）

高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	・虐待発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果を従業員に周知すること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
介護職員等処遇改善 加算	1月の総利用単 位数の2.1%	・ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みがあること ・処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を満たしていること

4. サービス内容

種 類	内 容
介護サービス計画の作成および サービス実施状況の継続的な把握・評価	要介護者を対象として、本人又はご家族の要望をもとに要介護度に応じて使える金額の範囲内で介護サービス計画を作成し、必要時主治医や入院中の医療機関の医師等の意見を踏まえ、在宅サービス事業者等と連絡調整をはかりながら、利用者の同意のもとに必要なサービスをご利用できるように継続的に援助します。
要介護認定の申請等（更新時含む）に係る援助	要介護認定を受けていない利用申し込みの方については、利用者の意思を踏まえ要介護認定の申請が速やかに行われるように援助します。また要介護認定更新時の申請につきましても速やかに行われるように援助します。
介護保険施設等への紹介	居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合、および介護保険施設への入院または入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介等その他の便宜を提供します。
医療との連携	訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを希望している場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、その指示のもとに居宅サービス計画にそれらを盛り込みます。また、医療サービス以外の介護サービスについて、主治医の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重します。

5. 利用者の選択に基づき適切なサービスが提供されるよう、公正中立な支援を実施します。その際、利用者はケアプランに位置づけるサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。
6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当の介護支援専門員がお伺いします。

(2) サービスの終了

①利用者都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が非該当（自立）、若しくは要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

③その他

- ・お客様やご家族等が当事業所の介護支援専門員に対してサービス提供が継続し難いほどの背信行為（暴言、暴力、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント行為）等をおこなった場合、当事業所は文書で通知することにより直ちにサービス提供を終了させていただきます。
- ・当事業所を閉鎖または縮小する等、やむを得ない事情がある場合、当事業所はお客様に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、サービス提供を終了することができます。この場合、当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

8. サービス内容に関する相談・要望・苦情窓口

相談・要望・苦情等につきましては、以下の体制で対応しています。

相談窓口を設け、要望から苦情に至るまでの利用者の方の声をサービス向上に反映させる取り組みを行っています。お気づきの点がございましたら事業所の管理者、担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出ください。

受付窓口 法人内相談窓口

担当 岸野正人・猪飼悟・作本育子

電話番号 0594-25-2666

FAX番号 0594-25-2668

月曜から土曜 8時30分～17時30分

また外部の相談窓口には以下の2ヶ所があります。

三重県国民健康保険団体連合会

電話番号 059-222-4165

月曜から金曜（祝日を除く）9時～17時

桑名市役所保健福祉部介護高齢課

電話番号 0594-24-1170

月曜から金曜（祝日を除く）9時～16時半

9. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 憩（法人設立 平成9年 7月）
代表者	理事長 青木桃子
法人本部所在地	三重県桑名市大字西金井字村中170番地
定款に定めてある事業	第一種社会福祉事業 1. 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 2. 老人デイサービス事業 3. 老人短期入所事業 公益事業 4. 居宅介護支援事業 5. 介護予防支援事業の受託 6. 地域包括支援センターの受託運営 収益事業 7. 不動産賃貸事業

【説明確認欄】

令和 年 月 日

当事業者は居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者

住所 三重県桑名市中央町5丁目7番地

事業者名 社会福祉法人憩 指定居宅介護支援事業所いこい

理事長 青木桃子 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名 印

代理人（代筆者）（続柄）

住所

氏名 印

※代筆理由 （該当を○で囲む）

高齢 ・ 手が不自由・その他（ ）により字が書けないため

- ① 前6カ月間（令和7年9月から令和8年2月）に作成したケアプランにおける、
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	29.7 %
通所介護	60.48 %
地域密着型通所介護	14.96 %
福祉用具貸与	54.67 %

- ② 前6カ月間（令和7年9月から令和8年2月）に作成したケアプランにおける、
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、
同一事業者によって提供されたものの割合（上位3事業所まで）

訪問介護	訪問介護ほほえみ	22.1 %
	介護「まほうの杖	12.5 %
	桑名の杜 訪問介護	11.2 %
通所介護	デイサービスセンターいこい	33.4 %
	デイサービスセンター結い	9.3 %
	リハビリデイサービスよなは	8.8 %
地域密着型 通所介護	デイサービスはすの花	28.2 %
	クオ	22.7 %
	リハビリデイサービスみんなの家	18.5 %
福祉用具貸与	さくらライフクリエイト	28.0 %
	さん・あーす	24.5 %
	日本ケアシステム	17.6 %